

仕様書

1. 業務名

旧札幌控訴院庁舎車寄せ部庇石材劣化部修繕業務

2. 対象施設

旧札幌控訴院庁舎（現札幌市資料館）（札幌市中央区大通西13丁目）

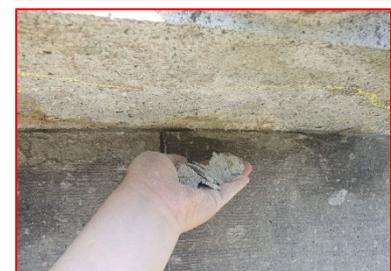
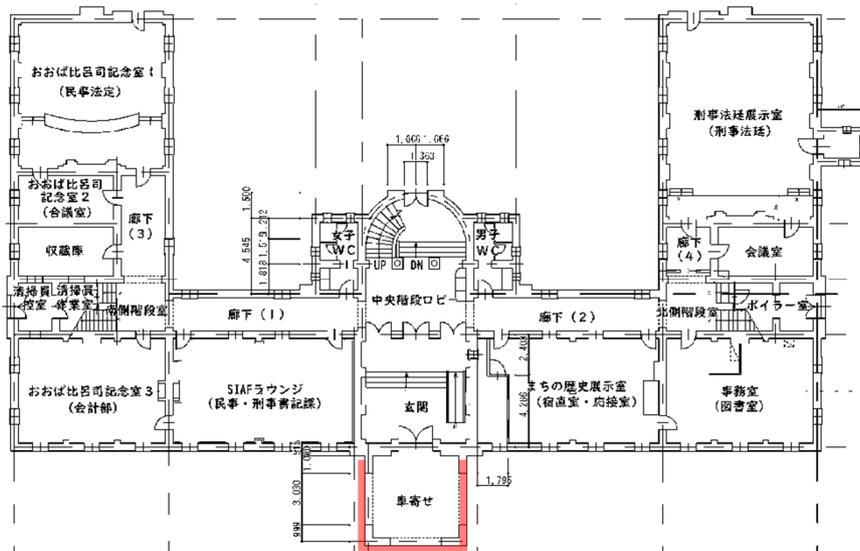
3. 業務期間

契約の日から、令和6年10月31日（木）まで

4. 業務内容

旧札幌控訴院庁舎車寄せ部の庇石材劣化部について、(2)石修繕工事要領に基づき修繕を行う。

(1) 石材劣化部位および修繕対象か所（赤塗部分）約 17.1m



(2) 石修繕工事要領

補修要領	破損状況	作業工程
石補修	深さ 50mm 以内の欠損	<p>①脆弱部除去</p> <p>ケレンノミ、ワイヤーブラシ、タガネ等を用いて脆弱部を除去し、刷毛等で清掃する。</p> <p>②補強ピン設置</p> <ul style="list-style-type: none">・振動ドリル穿孔後、清掃し、穿孔穴にエポキシ樹脂を充填する。・欠損深さに応じ、SUS製皿ビスや寸切ボルトを設置する。・ピンの径は欠損に応じM3～M6程度とする。・破損広さに応じ、ステンレス線やネット張りを行う。 <p>③上塗り</p> <ul style="list-style-type: none">・エポキシ樹脂接着剤と色調調整した骨材を混合し塗り付ける。 (エポキシ樹脂接着剤資料添付)・ヘラや竹串、グラインダーを用いてテクスチャーを整える。

5. その他

- (1) 業務従事者は、文化財建造物における石材補修の技術を有し、十分な経験を有した者が実施すること。
- (2) 本施設は国指定重要文化財であるため、文化財の保存管理に影響を及ぼすことのないよう細心の注意を払うこと。(東側出入口2か所の門についても国指定重要文化財)
- (3) 破損交換により生じた部材のうち、当初の材料であると確認される場合は、保存を行うために確保しておくこと。
- (4) 施設を運営しながらの作業となるため、施設利用者に支障がないよう、仮設養生など安全対策を十分に実施すること。
- (5) 本業務の遂行にあたり関係法令を遵守すること。
- (6) 使用材料、作業内容、工程が具体的に掌握できるよう撮影すること。

6. 提出書類

提出書類	部数	提出期限	備考
業務完了時			
業務完了届	1	完了と同時	
写真帳	1		

提出書類はすべてA4サイズとする

7. 受託者の負担の範囲

- (1) 関係官庁、その他法令に基づく申請手続き等が必要な場合は、業務に支障ないよう遅滞なく行うこと。ただし、申請手続き等に要する費用は、受託者の負担とする。
- (2) 修繕に必要な工具、計測機器等の機材、及び材料、消耗部材等の一切について受託者の負担とする。
- (3) 発生した廃材等の処理・処分にあたっては、受注者が責任を持って適正に廃棄すること。
- (4) 産業廃棄物の処分が発生し、処分が終了したときは、直ちにマニフェストD、E票又は電子マニフェストの処分終了報告コピーを添付し、委託者に提出すること。

8. 留意事項

- (1) 本業務を実施する際には、委託者と十分打ち合わせを行い、承認を得た上で、施設観覧者に支障のないよう円滑な進行を計ること。
- (2) 本業務に関して疑義が生じた場合は、委託者と打合せのうえ、遺漏のないよう遂行すること。
- (3) 修繕作業前には、事前に委託者及び札幌市資料館指定管理者に施工計画を作成し提出すること。(様式は任意)
- (4) 現場周辺まで進入できる重機・車両のサイズが限られることから、車両等を使用する場合は、委託者及び札幌市資料館指定管理者に確認するとともに、構内の施設等を傷めないように注意すること。
- (5) 作業中の周辺歩行者等の安全について十分配慮すること。